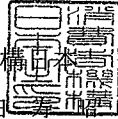


2016年11月4日

株式会社三井住友銀行
頭取 國部 毅 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事・理事長 和田 浩一
〒102-0085 東京都千代田区六番町15
プラザエフ6階



申入れ書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申し入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家ならびに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のリーフレット等をご覧ください。

当機構において、貴行のカードローンの「カードローン規定」の相続開始時の期限の利益の喪失条項及び貴行に対する苦情等を検討した結果、当該条項は消費者契約法第10条に抵触する可能性があるとの結論に達しました。

そこで当機構は貴行に対し、消費者契約法第12条に基づき下記のとおり是正を申し入れますので、ご検討ください。

つきましては、本申入れに対する貴行の文書による回答を2016年11月30日までに当機構にお送りください。

本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴行からの回答の有無、回答の内容等を適宜公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容・経過・結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

なお、回答書には貴行の本件の担当者のお名前、部署、電話番号、FAX、e-mailを記載ください。どうぞ、よろしくお願いいたします。

<申入れの趣旨>

○貴行の「カードローン規定」のうち、第12条(1)⑧の削除を求めます。

<申入れの理由>

1. 「カードローン規定」第12条(1)⑧の内容

貴行の「カードローン規定」第12条は期限前の利益喪失事由を定めており、下記内容となっています。

第12条（期限前の利益喪失事由）

- (1) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の通知催告がなくても、借主は本債務全額について当然に期限の利益を失い、第8条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。
- ①支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ③借主の預金その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押または、差押の命令の通知が發送されたとき。
 - ④本債務に限らず、当行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき、または期限の利益を喪失したとき。
 - ⑤借主が保証会社と締結した「保証委託約款」に基づき、保証会社から保証取消の通知があったとき。
 - ⑥当行に差し入れた書面に虚偽の記載があり、または、虚偽の申告があったことが判明したとき。
 - ⑦借主が住所変更の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由によって借主の所在が当行にとって不明となったとき。
 - ⑧相続の開始があったとき。
 - ⑨借主が当行に開設した預金口座について、当該預金口座に係る預金規定の解約事由が発生し、当行が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。

そして、当機構が削除を求める第12条(1)⑧は、「相続開始があったときには期限の利益を失うことから直ちに債務全額を返済する」旨（以下、「本件条項」といいます。）が定められています。

2. 本件条項の消費者契約法第10条該当性の検討

消費者契約法第10条は、下記内容にて、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とすると定めています。

第十条 民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

（1）前段要件への該当性

民法は、期限の利益については、以下のように定めています。

（期限の利益及びその放棄）

第136条 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

（期限の利益の喪失）

第137条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

民法第136条第2項は、期限の利益を放棄できると規定していますので、任意に期限の利益を放棄することは可能であることから、本条項は任意規定であり、約款上、期限の利益を放棄する条項を設けることができます。

ただし、民法第136条及び第137条をみますと、「相続の開始があったとき」は、民法において期限の利益を放棄及び失う場合とは規定されていません。

むしろ民法は、相続の効力について、以下のとおり定めています。

（相続の一般的効力）

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

民法第896条によれば、相続の場合の被相続人のカードローン債務は、期限の利益がある債務として承継されます。

ところが、本件条項は、「相続の開始があったとき」に一律に期限の利益を失うとする条項であり、民法第896条にも反して消費者の義務を加重しています。

（2）後段要件～信義則違反の一時的侵害性～

本件条項が適用された場合の相続人（消費者）の利益状況を検討してみると、債務者が死亡した場合、相続した債務について分割なら支払えるが一括の返済はできないという相続人は非常に不利な事態となります。

例えば、住んでいる建物と少額の預金しか相続財産がない相続人が銀行から全額返済を迫られるならば、相続人は相続放棄ないしは限定承認をせざるを得ない場合もあります。また、債務について銀行の保証会社が代位する場合は、銀行所定のカードローンの利息の倍ほどの遅延損害金を支払わなければならないとなります。

この点、2016年5月26日の全国銀行協会からの連絡によれば、貴行外2行は本件条項を設けた趣旨について、「カードローンは属人性の信用に対して貸し付けている。各属人の信用に対して貸出金額、金利、貸出期間、極度額（反復借入れOK）を認めている貸付形態。債務者が死亡した場合に、その内容がそのまま相続人に引き継がれるということにはならない」と主張されています。

しかし、この主張は貸出しに対しては妥当するでしょうが、単なる債務の弁済については妥当しないと考えられます。もちろん収入という点では、変化もありえますが、増える場合もありますので、相続人の返済能力が一律に下がったり無くなったりするわけでもありません。

被相続人に対して無担保で貸し付けを行っているとしても、単に被相続人の収入だけで判断しているのではなく、特定の担保は取っていても、被相続人の全財産を担保として貸し付けているといえます。また、相続により、被相続人の資産はすべて相続人に承継されますので、資産という点では変化はありません。

そして、貴行は保証会社が代位する場合は、被相続人の死亡という偶発の事情により、保証会社からの保証により全額返済を受け、貸し倒れというリスクを回避できます。しかし、貴行の保証会社（SMBCコンシューマーファイナンス株式会社）の「保証委託約款」第5条にも本件条項と同様の条項があることから、相続人は、保証会社に対して一括返済することとなり、また、分割返済の交渉をしている間も利息よりも倍ほど高い遅延損害金を加算されるので、相続人には不利な交渉及び債務内容となります。

以上のように、「相続の開始があったとき」のみで期限の利益を失わせる条項は、貴行には民法の規定以上に利益があり、カードローン利用者である相続人（消費者）にのみ予期せぬ多大な不利益を与えるので、信義則に反して消費者の利益を一時的に害するといえます。

3. まとめ

従って、本件条項は、消費者契約法第 10 条に該当し、無効であるので、削除を求めるものです。

以上

添付書類

資料 1 : カードローン規定

資料 2 : 保証委託約款

<本件の問い合わせ先>

専務理事 磯 辺 浩 一
事務局 吉 備 幸 絵

TEL : 03-5212-3066

FAX : 03-5216-6077

e-mail : isobe@coj.gr.jp

kibi@coj.gr.jp

保証委託約款

私は、次の各条項を承認の上、株式会社三井住友銀行(以下「銀行」といいます。)&の、「カードローン規定」(以下「原契約」といいます。)に基づき私が銀行に対し負担する債務について、SMBコンシューマーファイナンス株式会社(以下「保証会社」といいます。)に保証を委託します。

第1条(委託の範囲)

1. 私が保証会社に保証を委託する債務の範囲は、原契約に基づき私が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約(以下「本契約」といいます。)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 保証会社による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定をした後、私と銀行との間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
3. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、私と銀行との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

第2条(債務の弁済)

保証会社の保証を得て融資を受ける場合、私は、原契約の各条項を遵守し、期日には元利金共に相違なく支払い、保証会社に一切負担をかせません。

第3条(保証の解除)

1. 原契約または本契約に基づく保証委託の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、私は、保証会社が本契約に基づき決定した保証を解除されても異議ありません。
2. 前項により保証を解除された場合でも、私が既に原契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る保証会社の保証債務は存続します。

第4条(代位弁済)

1. 保証会社が銀行から保証履行を求められた場合、私は、保証会社が私に対して通知、催告なく保証債務を履行しても異議ありません。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、銀行が私に対して有していた一切の権利が保証会社に承継されることに異議ありません。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第5条(求償権)

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、私は、次の各号に定める求償権および関連費用等について弁済の責めを負い、その合計額をただちに保証会社に支払います。

- (イ) 前条により保証会社が代位弁済した全額。
- (ロ) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額。
- (ハ) 上記(イ)(ロ)の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から私が求償債務の履行完了する日まで年365日の日割計算による遅延損害金。ただし、遅延損害金の割合は、年14.6%とします。
- (ニ) 保証会社が私に対し、上記(イ)(ロ)(ハ)の金額を請求するために要した費用の総額。

第6条(求償権の事前行使)

1. 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても異議ありません。
 - (イ) 銀行または保証会社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。
 - (ロ) 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (ハ) 租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (二) 原契約または本契約の条項に違反したとき。
 - (ホ) その他債権保全のため保証会社が必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合、私は、原債務に担保があるか否かを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保提供はいたしません。

第7条(弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、保証会社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合、私は、保証会社が適当と認める方法により充当されても異議ありません。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条(通知義務等)

1. 私の財産、職業、地位および私が経営する会社の経営状況、業況等について保証会社から求められた場合、私は、ただちに通知し、資料閲覧等の調査に協力します。
2. 前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、私は、ただちに保証会社に通知し、指示に従います。
3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、私は、ただちに保証会社に届出ます。
4. 私が前項の通知を怠ったため、保証会社が、私から届出のあった氏名、住所にあてて、通知または送付書類を発送した場合、延滞または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社または保証会社が委託する者が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、私の住民票等を取得することがあることを承認します。

第9条(公正証書の作成)

私は、保証会社の請求があるときは、ただちに強制執行を受ける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続を行います。

第10条(費用の負担)

私は、保証会社が債権保全のために要した費用、ならびに第5条および第6条によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用を負担いたします。なお、以上の費用の支払は保証会社の所定の方法に従います。

第11条(約款の変更)

金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は、変更内容を公表すること等により約款の内容を変更することができるものとします。なお、この約款の内容は保証会社と銀行との保証に関する契約書が改定されたときは別段の定めがある場合を除きこれによって当然変更されるものとします。

第12条(債権の譲渡)

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは担保に提供されても異議を述べないものとします。なお、当該第三者が行便する場合、原契約および本契約の各条項が適用されるものとします。

第13条(管轄裁判所の合意)

私は、本契約に関しての訴訟および調停については、訴訟にかかわらず、保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以上